

# 平成 26 年度農地中間管理事業にかかる評価意見書

## 平成 26 年度事業の概要

平成 26 年度農地中間管理事業では 3,549ha（52 市町村）の農用地が機構に貸し出された。9,000ha の計画面積と対比すると 39.4% である。また、機構から貸し付けられた農用地は 3,426ha で、計画面積 8,710ha に対する達成率は 39.3% であった。

貸付先の内訳を見ると TMR センターが全体の 52% を占めており、18% を占める酪農経営と合わせると酪農関連が 70% と高い割合を占める。また、TMR センターを含む法人への貸付割合が 72% に達し、事業を通じて「組織経営」への農地集積が進んだ。

農地中間管理機構の特例事業としての売買事業は買入実績 6,300ha であり、貸借事業と合わせると平成 26 年度の農地流動化面積の合計は 9,850ha になる。この数字は全国合計 36,000ha の 27% に相当する。

事業の初年度目であり、全国平均の目標達成率と比較すると 2 倍以上の結果を残していることも考慮するべきだが、いくつかの成果を残した半面、事業の実績が目標を大きく下回る結果となったことを真摯に受け止めなければならず、その改善をはかる必要がある。

## 出し手対策の不十分さ

まず基本的な原因が問題となるが、それは借り手側にあるのではない。農用地の借受の応募状況を見ると、農業振興地域を持つ全道 175 市町村のうち 143 市町村から 7,584 件、79,597ha の借受希望が寄せられた。つまり計画面積の 9 倍を上回る借受希望が寄せられたにもかかわらず、実際に貸借が成立したのは 227 件（個人 198 件、法人 29 件）で、前述した 3,426ha がその合計面積である。貸借の成立は借受希望件数に対して 2.9%、借受希望面積に対して 4.3% の低率にとどまる。したがって、農地中間管理事業の目標達成率の低さは農地の借り手の不足ではなく、出し手が少ないとによる。

原因をさらに掘り下げると、まず指摘されるのは農業者等への周知不足である。平成 26 年春の制度制定から慌ただしく会議等の開催や研修会を実施し、パンフレット等の配布や説明を行っているが、全道 175 市町村 5 万人の農業者、特に農地所有者の十分な理解を得るには取り組みが不足していた。

広報活動については、農業者等への周知をはかるために 3 種類のパンフレットが作成された。市町村・JA・農業委員会が開催する研修会、会議等で配布され、事務所にも備え付けられた。特に農業者向けパンフレットについては 5.5 万枚が作成、配布された。しかし、国が行った狙い手へのアンケート調査によると、「説明は受けていない」「その他」の回答が 30% を占め、十分に周知されたとは言えない状況があった。

特に見直しが求められるのは、土地持ち非農家や廃業を予定している高齢農業者に対する広報活動である。これら農地の出し手となる農地所有者は研修会や会議に出席する機会が少なく、通常の広報活動では農地中間管理事業に関する情報を行き渡らせるのは難しい。農地の出し手を対象とする独自の広報活動や働きかけが必要であるにもかかわらず、それにふさわしい取り組みが不足していたのではないかだろうか。集積協力金制度の活用、農地情報電子地図システムの活用、「人・農地プラン」の検証活動を行いながら、出し手を対象とする広報活動と掘り起し対策を強化することが必要である。それは単なる広報活動のボリュームアップではなく、地域的な取り組みを伴う、立体的な活動が求められる。

## 事業推進体制の強化

農地の出し手対策が不十分であった背景には、農地流動化の推進体制に関する次のような事情が存在したと見られる。これまで北海道農業公社が取り組んできた農地流動化対策は主に売買事業である農地保有合理化等事業であり、農地の賃貸借については、市町村中心の農地利用集積円滑化団体が実施してきた。農地中間管理事業のスタートはこの役割分担の変更を伴うものであり、農地流動化対策の体制シフトが求められた。

新たな体制の構築に向けた対応が講じられなかつたわけではない。北海道農業公社の本所に農地中間管理事業本部を新設し、6名の職員を配置、また公社の9支所のうち3支所に農地中間管理課を新設し、各2名を配置している。残る6支所には業務農地課に兼任職員13名が配置された。

農地中間管理事業を実施するうえで、こうした機構の体制が十分であったかどうかの点検が必要である。また、改めて言うまでもないが、本事業は機構単独で実施できるものではなく、市町村・農業委員会・JAとの密接な連携が不可欠である。特に農地の出し手対策に向けた連携強化が重要な課題となる。このように、機構及び市町村との連携の両面から推進体制の点検と強化が求められる。

事業の収支状況については、総収入175,062千円、総費用201,065千円となり、差引26,003千円の赤字である。その主な原因は、①農地の借入料と貸付料が同額であること、②人件費を含む事業費のほとんどが国庫補助金であるが、国庫補助金の対象とならない経費が存在すること、③受益者からの手数料を徴収していないことである。平成27年度以降は受益者からの手数料を徴収することになっており、約5年後には単年度収支が改善する見込みである。

なお、基盤整備事業について平成26年度の実績は無かったが、平成27年度に農地耕作条件整備事業が措置されたことを踏まえ、道・関係部署と連携した取り組みを期待したい。

以上、平成26年度農地中間管理事業の取り組み状況と実績について検討したが、当初計画に対して約4割の実績は「順調な滑り出し」とは言えず、解決すべき課題の存在が明らかになった。それを端的に言えば「出し手対策」であり、その強化が求められる。

以上